

諮問番号：令和元年度（収）諮問第1号
答申番号：令和元年度答申第3号

答 申 書

第1 審査会の結論

審査請求人が令和元年8月20日に提起した西尾市長（以下「処分庁」という。）による差押調書（謄本）に関する処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却すべきとの審査庁の判断は妥当ではなく、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第1項の規定により、本件審査請求は却下すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

令和元年6月13日に処分庁が審査請求人に対して行った本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

(1) 督促状の送付について

督促状を送付せずに本件処分が行われており、違法である。

(2) 差押予告について

差押予告なしに本件処分が行われており、不当である。

(3) 本件処分対象について

本件処分対象は年金受給権であり、国民年金法（昭和34年法律第141号）第24条及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第41条に違反しており違法である。

(4) 手術費用の支払いについて

本件処分対象の預金は審査請求人が手術をするための支度金であり、本件処分により手術費用の支払いが困難となる。

(5) 土地の売却益を滞納金として納付しているとの主張について

平成31年3月に土地を売却し、滞納分として納付している。

第3 処分庁の弁明の要旨

1 弁明の趣旨

本件審査請求の棄却を求める。

2 弁明の理由

(1) 督促状の送付について

督促状は、地方税法（昭和25年法律第226号）第329条第1項及び同法第371条第1項の規定により発している。

(2) 差押予告について

差押予告通知は、送付義務はないため発していない。

(3) 本件処分対象について

本件処分対象は年金受給権ではなく、審査請求人の預金債権である。

(4) 手術費用の支払いについて

差押時点では、手術の件は承知していない。

第4 審理員意見書の要旨

1 意見書の趣旨

本件審査請求を棄却するのが相当である。

2 意見書の理由

(1) 督促状の送付について

本件処分対象となる滞納に係る督促状について調査した結果、地方税法第329条第1項及び第371条第1項の規定に基づき、審査請求人に発送されたことを確認した。

(2) 差押予告について

差押処分は、納税者の意思にかかわらず強制的に行われるものであって、差押予告通知は差押処分の手続き要件ではないので、差押予告通知をしなかったとしても、本件処分を不当とする理由にはなり得ない。

(3) 本件処分対象について

本件処分は、年金が振り込まれる口座から別口座に移された預金を差し押さえたものである。この別口座は、数か月にわたり50万円前後の残高を有しており、年金以外の入金も確認されたことから、本件処分対象は預金債権と考えることが妥当である。また、本件処分は年金支給日の前日に行われており、審査請求人の生活に配慮したものと認められる。

(4) 手術費用の支払いについて

本件処分により手術費用の支払いが困難となることは理解できるが、そのことをもって本件処分を免れる規定は見当たらない。

(5) 土地の売却益を滞納金として納付しているとの主張について

調査の結果、審査請求人の主張の事実は確認できない。これは、処分庁が差し押さえた審査請求人の財産（不動産）を売却し、その換価代金の一部を審査請求人の滞納分に充当したものであると判断できる。

第5 審査庁の諮問に係る判断の要旨

本件審査請求は審理員意見書に記載のとおり棄却すべきである。

第6 調査審議の経過

本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

令和元年12月 6日 諮問書の受理

令和元年12月 6日 主張書面又は資料の提出についての期限通知

令和元年12月18日 処分庁から資料の收受

令和元年12月25日 第1回調査審議

令和2年 1月22日 第2回調査審議

第7 審査会の判断

1 判断の理由

(1) 審査請求人の法律上の利益

行政不服審査法に基づく審査請求は、審査請求人の権利利益の救済を図るものであり、行政庁の処分の存在を前提として、同法第2条において、行政庁の処分に不服がある者は審査請求をすることができるとされている。

同条にいう「行政庁の処分に不服がある者」とは、当該処分についての審査請求をする法律上の利益がある者、すなわち、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者であると解すべきである。（最三小判昭和53年3月14日民集32巻2号211頁）

よって、審査請求の対象となる処分の効力が現に存在しないなど、回復させるべき法律上の利益が存在しないときは、同法第45条第1項の

規定に基づき、審査請求は不適法として却下されることとなる。

(2) 債権差押処分の法的効力

市民税及び固定資産税に係る滞納処分による差押えは、地方税法第331条第6項及び第373条第7項により、国税徴収法（昭和34年法律第147号）に規定する滞納処分の例によるとされており、預金債権における債権差押えの法的効力は、国税徴収法第62条第3項の規定により、債権差押通知書が第三債務者に送達された時に生じることとなる。

一方で、徴税吏員が差し押えた債権を取立てたときは、国税徴収法第67条第3項の規定により、その限度において滞納者から差押えに係る国税を徴収したものとみなすとされているため、取立てが行われることによりその目的を達し、債権差押えの法的効力は消滅するものと解されている。

(3) 本件における判断

処分庁から提出された経過記録カード等から、令和元年6月13日に本件処分がなされた後、同年6月17日に審査請求人が滞納している市県民税及び固定資産税への充当が完了したことが確認できる。(2)で述べた考え方に基づけば、この充当が完了した時点で、本件処分の法的効力は既に消滅したこととなる。したがって、本件処分の取消しを求める審査請求は、(1)で述べた審査請求人の回復させるべき法律上の利益が存在せず、不適法と判断せざるを得ない。

2 まとめ

以上によれば、本件処分にかかる審査請求は不適法であり、行政不服審査法第45条第1項の規定に基づき却下すべきである。

よって、「第1 審査会の結論」記載のとおり答申する。

なお、結論に影響はしないが、審理員意見書における「意見の理由」及び弁明書における「処分庁の意見」が示すとおり、本件処分は地方税法及び国税徴収法の規定に基づき行われており、手続等に瑕疵は認められない。

西尾市行政不服審査会

会 長 三 浦 眞 澄

委 員 伊 澤 光 二

委 員 坂 田 吉 郎